

OfficeBot サービス約款

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、ネオス株式会社がサービス提供者となるサービスです。

[2] サービスの内容等

- お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できるものとします。
- サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。
- サービス提供者によってサービス内容・提供条件等が変更された場合には、本契約におけるサービス内容・提供条件等も変更される場合があります。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンス

- 別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、有効期間中、Botの数量に応じた範囲内でのみ利用することができるものとします。
- お客様がライセンス数の追加を希望する場合、お客様およびJBCCにて協議のうえメールにて合意することにより、随時、ライセンス数の追加およびそれに伴うサービス料金の変更を行うことができるものとします。追加されたライセンスの契約期間は、追加される前の契約期間(当初のサービス開始日から1か月間または1年間)とは異なり、別途、新たに契約期間(新たなサービス開始日から1か月間または1年間)が開始されるものとします。
- お客様は、契約期間中、ライセンス数を減少させることができるものとします。ただし、減少時点からの残月数分についての返金はないものとします。

[6] サポートサービス

- JBCC またはサービス提供者は、サポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、以下に記載のとおりとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は、JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。
サポート窓口: OfficeBot テクニカルサポート窓口
メールアドレス: ts_officebot@support.neoscorp.jp
専用電話番号: 050-2018-6241
(受付時間: 午前 10 時～午後 5 時(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く))

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償のサービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。

[8] サービス料金

- 利用料
(1)本サービスの利用料は「年額固定制」または「月額固定制」のうちサービス明細に定めるとおりとし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。
(2)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
(3)本サービスを利用するには予め初期費用が発生するものと、サービス明細に記載されるものとします。
- その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次の URL に定めるとおりとします。お客様は、サービス規程に同意した上で、本サービスを申し込むものとし、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。なお、サービス提供者からの通知に記載された URL と本条記載の URL に齟齬がある場合は、サービス提供者からの通知に記載された URL が適用されるものとします。

- [https://officebot.jp/terms/\(OfficeBot利用規約\)](https://officebot.jp/terms/(OfficeBot利用規約))
- [http://www.neoscorp.jp/privacy/index.html\(ネオス個人情報保護方針\)](http://www.neoscorp.jp/privacy/index.html(ネオス個人情報保護方針))

[10] 契約期間

- 共通契約条項の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、「年額固定制」の場合はサービス開始日の属する月の1日から1年間、「月額固定制」の場合はサービス開始日の属する月の1日から1ヶ月間とします。
- 契約期間満了の2ヶ月前までにお客様からの契約終了の申し入れがない限り、「年額固定制」の場合は契約期間が1年間、「月額固定制」の場

合は契約期間が1ヶ月間それぞれ自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

Ver.240531